

自己資本の構成に関する開示事項

株式会社三井住友銀行（単体）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	平成27年 9月末	経過措置 による 不算入額	平成26年 9月末	経過措置 による 不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	6,122,595		6,135,298	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	4,031,192		4,042,266	
2	うち、利益剰余金の額	2,282,438		2,257,716	
1c	うち、自己株式の額（ ）	-		-	
26	うち、社外流出予定額（ ）	191,034		164,685	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	-		-	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	520,999	781,499	214,442	857,770
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）	6,643,595		6,349,741	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	56,933	85,400	24,954	99,819
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外のものの額	56,933	85,400	24,954	99,819
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 37,108	△ 55,663	△ 15,712	△ 62,849
12	適格引当金不足額	34,940	52,410	20,845	83,380
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	18,998	28,498	8,494	33,977
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	74,708	112,063	36,828	147,312
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-

19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		-	-	-	-
19		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
21		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額		-	-	-	-
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額		-		-	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）		148,472		75,410	
普通株式等Tier1資本						
29	普通株式等Tier1資本の額（（イ）-（ロ））（ハ）		6,495,123		6,274,330	
その他Tier1資本に係る基礎項目						
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	300,000		-	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		861,546		839,318	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		△ 202		△ 545	
		うち、為替換算調整勘定の額	△ 202		△ 545	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額（ニ）		1,161,344		838,773	
その他Tier1資本に係る調整項目						
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額		-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		-	-	-	-

40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	63,692	95,538	31,846	127,384
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調達項目の額に算入されるものの額の合計額	54,703		75,667	
	うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	28,498		33,977	
	うち、適格引当金不足額の50%相当額	26,205		41,690	
42	Tier2資本不足額	-		-	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	118,395		107,513	
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)	1,042,948		731,259	
Tier1資本					
45	Tier1資本の額 ((八) + (ヘ)) (ト)	7,538,072		7,005,590	
Tier2資本に係る基礎項目					
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	658,860		326,537	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-		-	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,412,068		1,533,640	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	-		-	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	-		-	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-		-	
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	514,787		587,868	
	うち、その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	498,572		565,566	
	うち、土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	16,215		22,301	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	2,585,716		2,448,046	
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	50,000	75,000	25,000	100,000

	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	26,205		41,690	
	うち、旧告示第十四条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額	26,205		41,690	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	76,205		66,690	
Tier2資本					
58	Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	2,509,511		2,381,356	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	10,047,583		9,386,946	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	237,169		323,162	
	うち、前払年金費用に係る額	24,247		13,122	
	うち、その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段に係る額	182,392		277,366	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	49,888,406		50,302,392	
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))	13.01%		12.47%	
62	Tier1比率 ((ト) / (ヲ))	15.10%		13.92%	
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	20.14%		18.66%	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	482,426		592,647	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	651,340		515,277	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	-		-	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	2,190		2,299	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	270,899		270,527	

資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	866,150		989,886	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	1,412,068		1,613,792	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	16,282		-	